

ごみ焼却施設基幹的設備改良工事

発注支援等業務委託

公募型プロポーザル

審査講評

令和 3（2021）年 6 月

門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会

1 審査講評にあたって

門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、ごみ焼却施設基幹的設備改良工事発注支援等業務委託を公募型プロポーザル方式によって審査を行った。

事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式の趣旨に沿って、公正性、透明性、客観性を確保するとともに業務の適正な実施、住民サービスの更なる向上を目的として、技術的に最適な事業者であるかを慎重に審査と評価を行った。

なお、参加資格要件については次に掲げる要件のほか、募集要領に定めた要件に全て該当し、その資格が確認された事業者とした。

- (1) 日本に拠点を有し、法人格（内国法人格）を有していること。
- (2) 本業務を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22（1947）年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11（1999）年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 会社更生法（平成14（2002）年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27（1952）年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があ

った場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (6) 門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成18（2006）年12月6日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (7) 門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱（平成24（2012）年6月1日施行）に基づき入札参加除外措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (8) 令和3（2021）年度の本市の測量・建設コンサルタント等の入札参加資格者として「廃棄物」に登録していること。
- (9) 地方公共団体（地方自治法第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）発注のごみ焼却施設（施設規模100 t / 24 h 以上）に係る基幹的設備改良工事又は委託期間が10年以上の包括管理運営業務（DBO事業を含む。）の発注支援業務等について、元請として実施方針の作成から民間事業者との契約までの業務を受注し、平成28（2016）年度以降に完了した業務実績（履行中のものを除く。）を有すること。
- (10) 主任技術者は、技術士（衛生工学部門－廃棄物・資源循環（旧廃棄物管理、廃棄物処理、廃棄物管理計画を含む。以下同じ。））、総合技術監理部門－衛生工学－廃棄物・資源循環）又はRCCM（廃棄物部門）の資格取得後、地方公共団体（地方自治法第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）発注のごみ焼却施設（施設規模100 t / 24 h 以上）に係る基幹的設備改良工事又は委託期間が10年以上の包括管理運営業務の発注支援業務等を担当した業務実績（履行中のものを除く。）を有する者とする。なお、主任技術者は担当技術者を兼務することができるが、照査技術者は兼務することができないものとする。
- (11) 照査技術者は、技術士（衛生工学部門－廃棄物・資源循環、総合技術監理部門－衛生工学－廃棄物・資源循環）又はRCCM（廃棄物部門）の資格を有する者とする。なお、照査技術者が主任技術者及び担当技術者を兼務することはできないものとする。
- (12) 担当技術者（技術士等の資格及び同種業務実績を参加資格要件としていない。）を配置すること。

2 選定の方法

(1) 経緯

令和3（2021）年4月8日の令和3年度第1回選定委員会において、同委員会事務局（以下「事務局」という。）から同委員会委員（以下「委員」という。）に委託事業の内容説明があり、募集要領及び評価基準を審議決定した。

令和3（2021）年4月21日にホームページ上で募集要領等の配布を開始し、同年5月14日までの期間で公募したところ、参加申込受付期間内に1者から参加申込があった。

令和3（2021）年5月24日付けで事務局において審査された一次審査である参加資格要件の審査結果について、参加申込者にメールで通知した。その後、参加資格者（参加資格要件を満たすと認めた者）から見積書を含む提案書等の提出があった。

令和3（2021）年6月2日に二次審査である参加資格者のプレゼンテーションの録画が事務局で行われた。同年6月8日の第2回選定委員会において委員に向けてプレゼンテーション映像が再生された後、Web会議システムを活用したオンライン会議にて参加資格者に対する委員からの質疑を行った。

質疑終了後に委員による二次審査の採点を行い、事務局で審査結果が集計された。その後、事務局から委員に対して二次審査結果と併せて一次審査結果及び価格審査結果の報告があり、合計点が満点の6割を満たしていたことから、募集要領の規定に基づき受注候補者として選定した。

(2) 評価方法

募集要領の評価項目及び配点割合の規定に基づき、一次審査を40点満点、二次審査を50点満点、価格審査を10点満点の合計100点満点とし、次のアからウまでの評価を行い、合計得点により受注候補者を選定した。

ア 一次審査（参加資格要件の審査）

次の項目について提出された書類から参加資格者の企業としての総合力の評価を行った。

- (7) 企業の能力及び業務実績として、廃棄物部門の登録を受けているか。また、同種業務を実施した実績があるか。

- (i) 主任技術者の能力及び業務実績として、技術士等の資格があるか。また、同種業務に従事した実績があるか。
- (ii) 照査技術者の能力及び業務実績として、技術士等の資格があるか。また、同種業務に従事した実績があるか。
- (iii) 担当技術者（主に業務を行う2名の担当技術者）の能力及び業務実績として、技術士等の資格があるか。また、同種業務に従事した実績があるか。

イ 二次審査（プレゼンテーション内容審査）

参加資格者から次の項目のテーマに沿って作成された提案書の内容説明があった後、委員から提案内容の確認や質疑を行うことで本業務に対する理解度等を評価した。

なお、評価点はテーマ毎に算出した委員の平均点とした。

- (i) 本業務の実施スケジュールと業務実施体制として、業務を効率的かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。また、提案された内容に対し、必要かつ十分な実施体制であるか。
- (ii) 本市が安定的かつ効率的な事業運営を担保するための課題と対応策として、課題の抽出は適切か。また、課題解決のための対応策は有効な内容か。
- (iii) 本市が基幹的設備改良工事と包括管理運営業務を一括して発注するための課題と対応策として、課題の抽出は適切か。また、課題解決のための対応策は、有効な内容か。
- (iv) 本市が入札の競争性を高めるための課題と対応策として、課題の抽出は適切か。また、課題解決のための対応策は、有効な内容か。
- (v) プレゼンテーション（全体の評価）として、業務内容や課題を適切に理解しているか。また、適切な説明を行うことのできるコミュニケーション能力を有しているか。

ウ 価格審査

価格点については、配点×（参加資格者の最低見積価格／参加資格者毎の見積価格）として評価を行った。

3 講評

参加資格者の企業としての総合力を見る一次審査においては、「企業の能力及び業務実績」及び「担当技術者（主に業務を行う2名の担当技術者）の能力及び業務実績」の項目で、高得点となった。

提案の内容を見る二次審査においては、どの項目も7割を超える高得点となった。

価格審査においては、1者入札のため満点となった。

結果として、合計点が満点の6割を満たしていたことから、受注候補者として選定した。

4 総評

今回のプレゼンテーションは、参加資格者が同種業務をこれまでに経験してきたことに基づいて、全体を通して的確な提案があった。特に本業務の実施スケジュールの提案は、今後予定されている事業についても意識的に計算された提案であり、それを実行可能とする業務実施体制についても工夫が見られたことから、本業務の理解度が高いと評価される的確な内容であった。

このことは、本業務に参画しようとして研究したことのあらわれと推察でき、敬意と謝意を申し上げると共に、本業務が実施される中で、一層の市民サービスの向上につながるよう、創意工夫されることを強く願うものである。

【門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会】

委員長	水谷	聡
副委員長	藤田	香
委員	安田	浩章
委員	大矢	宏幸
委員	宮井	勝久